

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
13	新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

甘楽町は、新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

甘楽町 町長

公表日

令和4年3月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務
②事務の概要	予防接種法による予防接種事務、新型インフルエンザ等対策特別措置法の規定に従い、特定個人情報ファイルは以下の場合に使用する。 ①新型インフルエンザ等発生時の特定接種、住民への予防接種、予診票の発行事務等。 ②情報提供ネットワークシステムを利用し、予防接種の実施に関する情報連携。 ③予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書を交付
③システムの名称	健康管理システム、ワクチン接種記録システム(VRS)
2. 特定個人情報ファイル名	
予防接種ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第19条第1項、別表第一の10項及び93の2項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令) 別表第一省令第67条の2 番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) 番号法第19条第6号(委託先への提供)
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二 (別表第二における情報提供の根拠):16の2、16の3、26,56の2,87、115の2の項 (別表第二における情報照会の根拠):16の2、17、18、19、59の2,70、115の2の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康課
②所属長の役職名	健康課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	甘楽町 総務課 行政係 群馬県甘楽郡甘楽町大字小幡161番地1 0274-74-3132
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	甘楽町 健康課 保健係 群馬県甘楽郡甘楽町大字白倉1395番地1 0274-67-5159

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年9月1日	公表日	令和2年12月25日	令和3年9月1日	事後	-
令和3年9月1日	I.2.特定個人情報ファイル名	母子保健ファイル	予防接種ファイル	事後	-
令和3年9月1日	I.4.② 法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二	番号法第19条第8号 別表第二	事後	番号法の改正(令和3年法律第37号)による修正
令和3年9月1日	I.7. 請求先	0274-74-3131(内線213)	0274-74-3132	事後	-
令和3年9月1日	I.8. 連絡先	甘楽町 総務課 行政係 群馬県甘楽郡甘楽町大字小幡161番地1 0274-74-3131(内線213)	甘楽町 健康課 保健係 群馬県甘楽郡甘楽町大字白倉1395番地1 0274-67-5159	事後	-
令和3年9月1日	II.1. 評価対象の事務の対象人数は何らか	1,000人以上1万人未満	1万人以上10万人未満	事後	-
令和3年9月1日	II.1. いつ時点の計数か	平成30年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	-
令和3年9月1日	II.2. いつ時点の計数か	平成30年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	-
令和3年12月21日	公表日	令和3年9月1日	令和3年12月21日	事前	
令和3年12月21日	I.1.②事務の概要	記載なし	③予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書を交付	事後	-
令和3年12月21日	I.1.③システムの名称	記載なし	ワクチン接種記録システム(VRS)	事後	-
令和3年12月21日	I.3.法令上の根拠	記載なし	番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ)、番号法第19条第6号(委託先への提供)	事後	VRSを用いた情報提供・照会による修正
令和4年3月1日	I.1.②事務の概要	令和3年12月21日	令和4年3月1日	事後	-
令和4年3月1日	I.1.②事務の概要	記載なし	予防接種法による予防接種事務	事後	-
令和4年3月1日	I.3.法令上の根拠	記載なし	10項及び	事後	特定個人情報番号84番による修正
令和4年3月1日	I.4.②法令上の根拠	記載なし	(提供)16の2、16の3、(照会)16の2、17、18、19、	事後	特定個人情報番号84番による修正